

坂井市長・坂井市議会議員選挙 投票立会人募集要項

1 対象となる選挙及び投票所

令和8年4月19日執行の坂井市長・坂井市議会議員選挙の各投票所

2 従事する投票所

【当 日】市内20投票所のうち、応募者が属する投票所

【期日前】①みくに市民センター ②丸岡支所 ③春江支所 ④坂井市役所

3 従事時間

【当 日】4月19日（日）午前6時40分から午後8時30分頃まで（予定）

【期日前】4月13日（月）から4月18日（土）のいずれか

午前8時15分から午後8時15分頃まで（予定）

4 応募資格

市の選挙人名簿に登録されている人で、選挙権を有する人

5 募集人員

【当 日】40名（20投票所×2名）

【期日前】延べ48名（4期日前投票所×2名×6日間）

6 応募方法

選挙管理委員会および各支所にある応募用紙、または坂井市ホームページからダウンロードした応募用紙に必要事項を記入し、選挙管理委員会または各支所に本人が持参してください。

7 報酬等

坂井市規則で定める報酬（【当日】12,400円、【期日前】10,900円）
から源泉徴収した後の金額を、口座にお振込みします。

※湯茶は用意しますが、食事代（弁当）、交通費はお支払いしません。

8 選任の方法

応募者の中から選出し決定いたします。（応募者多数の場合は、抽選（非公開）とさせていただきます。）また選任された方には、後日連絡させていただきます。

9 応募期限

令和8年2月10日（火）午後5時

10 立会人の主な仕事

投票立会人は、選挙の公正を確保するため、期日前投票所または投票日当日の投票所において、1か所につき2人が選任され、投票事務全般に立ち会います。また、必要に応じて、投票管理者（投票所の責任者）に対し意見を述べることができます。

なお、職務内容に関して分かりにくいことがあれば、各投票所で必要に応じて説明します。

- ・投票所の開閉に立ち会うこと
- ・最初に投票する際に、投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会うこと
- ・投票する方が投票所に入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ、退場するまでの一連の行為に立ち会うこと
- ・投票箱の閉鎖に立ち会うこと
- ・投票録を確認し、署名すること
- ・投票日当日は、開票所に投票箱を送致する際、投票管理者に同行すること
（2人のうち1人が同行）

など

11 その他

- ・立会中は投票所から出られません。また、原則、食事およびトイレ以外の理由で離席はできません。（休憩や食事は、投票所施設内の別室等でとっていただきます。）
- ・投票所内では、携帯電話の使用や私語はお控えください。
- ・立会中に知り得た情報を、他人（家族含む）へ漏らすことはできません。

＜応募・問合せ先＞

坂井市選挙管理委員会事務局

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄第1号1番地

坂井市役所本庁3F総務部総務課内

受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝を除く）

電話：0776-50-3015（直）

メール：soumu@city.fukui-sakai.lg.jp